

彦根市特定保健指導(動機付け支援・積極的支援)

および利用勧奨業務委託公募型プロポーザル実施要項

1 業務の概要

(1) 業務の目的

国の「医療制度改革大綱」において、糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群を減少させることが政策目標として掲げられ、中長期的な医療費の伸びの適正化を図ることとされました。この考え方を踏まえ、生活習慣病予防の徹底を図るため、平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者に対して、内臓脂肪の蓄積等に着目した特定健診および特定保健指導の実施が義務づけられています。メタボリックシンドロームのリスクを有する者に生活習慣の改善を促すためには、保健師・管理栄養士等に高い専門性が求められ、保健指導の実績を積み重ね、研鑽を重ねて保健指導の技術を高度化していくことが求められていることから、保健指導の提供体制を整備し、かつ質の高い保健指導を実現する体制を整備できる事業者を公募型プロポーザル方式により選定することとします。

(2) 業務の名称

彦根市特定保健指導(動機付け支援・積極的支援)および利用勧奨業務委託

(3) 業務内容

彦根市特定保健指導(動機付け支援・積極的支援)および利用勧奨業務委託仕様書(以下「仕様書」)に記載のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年11月30日まで

(5) 予算額

4,213,880円(消費税及び地方消費税含む)

(内訳 令和6年度 3,472,920円 令和6年度対象者で年度をまたぐ分 740,960円)

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本事業の規模を示すもの

2 参加資格要件

本業務に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしているものとします。

- (1) 令和6年度に彦根市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 彦根市入札参加停止措置に関する要綱に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続きまたは民事再生法に基づく再生手続等開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 銀行取引停止となっていないこと。

- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 3 条又は第 4 条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用していない者であること。
- (7) プライバシーマークまたは ISO27001/ISMS の認証を取得していること。
- (8) 国税・地方税を完納していること。

3 スケジュール

事業者選定の日程は次のとおりとします。

公募開始	令和 6 年 4 月 15 日(月)
参加申込書等の提出期間	令和 6 年 4 月 15 日(月)～令和 6 年 5 月 10 日(金)
質問の受付期間	令和 6 年 4 月 15 日(月)～令和 6 年 4 月 22 日(月)
質問への回答	令和 6 年 4 月 25 日(木)
企画提案書等の提出期間	参加申込書等提出後 ～ 令和 6 年 5 月 17 日(金)
プレゼンテーション審査	令和 6 年 5 月 29 日(水)午後
結果通知	令和 6 年 6 月 5 日(水)
契約手続き	令和 6 年 6 月中旬
打ち合わせ	令和 6 年 6 月下旬
事業開始	令和 6 年 7 月上旬

4 参加表明

本事業に参加を希望する事業者は、「2 参加資格要件」を確認の上、以下に記載するとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申込書(様式 1) : 1 部
- ②会社の事業概要がわかる会社案内等の資料 : 1 部
- ③特定保健指導(動機付け支援・積極的支援)業務における業務受託実績書(様式 2)、契約書の写しおよび概要書 : 各 1 部
- ④事業者概要書(様式 3) : 1 部
- ⑤プライバシーマークまたは ISO27001/ISMS の認証取得を証明する書類の写し : 1 部

(2) 提出書類の提出場所および方法

① 受付時間

募集開始から令和 6 年 5 月 10 日(金)までの開庁日のうち、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。(持参、郵送ともに必着)

② 提出方法および提出先

「10 担当部局」に持参または郵送にて提出すること。なお、郵送での提出の場合

は、封筒の表面に「彦根市特定保健指導業務参加申込書在中」と朱書きし、必ず「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかにより送付すること。

5 質疑

本事業に関わる質問がある場合には質問書(様式4)を提出すること。

(1) 受付時間

募集開始から令和6年4月22日(月)までの開庁日のうち、午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出方法および提出先

「10 担当部局」に持参またはEメールにより提出すること。Eメールで提出の場合は、メールのタイトルを「彦根市特定保健指導委託業務」とすること。

(3) 質問への回答

質問者名を伏せた上で、令和6年4月25日(木)午後5時15分までにホームページにて公開する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

①企画提案書(様式任意)：原本1部、写し8部

※仕様書の業務内容に掲げる事項について具体的な提案をするとともに、業務の実施手順、実施体制および業務スケジュールを記載すること。

②業務責任者および担当者一覧(様式任意)：1部

③担当者の業務経歴書(様式任意)

④見積書(様式5)：原本1部、写し各8部

※見積書の見積もり額は、消費税および地方消費税を含んだ金額とし、消費税額等を明示すること。

※仕様書の内容を満たしていれば任意の様式での作成も可とする。

⑤保健指導の際に使用する資料のサンプル(帳票等)

(2) 提出期限

令和6年5月17日(金)午後5時15分まで。(持参、郵送ともに必着)

(3) 提出方法および提出先

「10 担当部局」に持参または郵送にて提出すること。なお、郵送での提出の場合は、封筒の表面に「彦根市特定保健指導委託業務企画提案書在中」と朱書きし、必ず「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかにより送付すること。

7 審査方法

(1) 市職員で構成する彦根市特定保健指導業務委託事業者選定委員会において審査を行

い、評価が最も優れている事業者を第1優先委託候補者として選定する。また次点者も決定する。

(2) プレゼンテーション

企画提案内容を確認するため、プレゼンテーションおよび質疑応答を実施する。

①実施日時

令和6年5月29日(水)午後

詳細な開始時刻については、令和6年5月22日(水)に電子メールにて個別に通知する。

②場所

彦根市八坂町1900番地4 くすのきセンター3階

③企画提案の説明およびヒヤリング

1社あたり45分程度(プレゼンテーション30分程度、質疑応答15分程度)

※プレゼンテーションは本業務の担当者および実際の保健指導担当者が実施すること。

※PCやプロジェクター等プレゼンテーションに必要なものは各自で準備すること。

※保健指導時に使われる資料、媒体物を使って説明すること。

※提案した企画提案書以外の内容をプレゼンテーションしないこと。

(3) 審査結果

①審査結果は、プレゼンテーション参加者に対し書面にて令和6年6月5日(水)までに通知する。

②委託候補者が、採用の辞退その他の理由で契約できない場合は、当該次点提案者を委託候補者として繰り上げる。

8 提案の無効

次の各号に一つでも該当する場合は、その者の提案は無効とする。

- (1) 提出書に虚偽の記載があるとき。
- (2) 所定の日時及び場所に提案書を提出しないとき。
- (3) 「2 参加資格要件」に合致しないとき。
- (4) 予算額を超過したとき。
- (5) 2件以上の提案をしたとき。
- (6) 提案に対し談合等の不正があったとき。
- (7) その他、彦根市が提示した事項および本提案に関する条件に違反したとき。

9 その他

- (1) この事業に応募するために掛かる経費はすべて参加者の負担とする。

- (2) 提案書類の言語は日本語を用いることとし、通貨は円とする。
- (3) 提出された書類は一切返還しない。
- (4) 参加者から提案された企画提案書類は当該審査以外で参加者に無断で使用せず、彦根市が責任を持って保管・破棄するものとする。
- (5) 参加表明書または企画提案書を提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式任意)を提出すること。なお、辞退することにより、今後の彦根市との契約等に不利益な取り扱いをするものではない。
- (6) 本業務に参加する者は、優先委託候補者決定後において、本実施要項等の内容について不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (7) 委託契約締結時に、再度見積書を提出すること。

10 担当部局(書類提出先・問合せ先)

彦根市健康推進課成人保健係(担当：上田・北川)

〒522-0057 彦根市八坂町 1900 番地 4 くすのきセンター2階

TEL：0749-24-0816 FAX：0749-24-5870

メールアドレス：kenko@ma.city.hikone.shiga.jp